

消費者契約法の運用状況に関する検討会  
第1回議事録

消費者庁消費者制度課

## 議事次第

日時：平成26年3月17日(月)

13:00～15:00

場所：消費者庁6階会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・ 検討会の運営、今後の進め方

3. 閉 会

○川口審議官 それでは、おおむね定刻でございますので、第1回「消費者契約法の運用状況に関する検討会」を開催させていただきたいと思っております。

私は、当検討会の事務局を務めさせていただきます、消費者庁審議官の川口と申します。よろしくお願いたします。

それでは、当検討会の開催に際しまして、消費者庁長官の阿南より御挨拶を申し上げます。

○消費者庁長官 皆様、こんにちは。検討会の開催に際しまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思っております。

お忙しい中、本検討会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。消費者庁は、消費者行政のかじ取り役として、消費者の皆さんが安心して、安全で豊かに暮らすことができる社会を実現すべく、所管法令の運用をはじめとして、さまざまな施策に取り組んでおります。

今回、検討の対象となります消費者契約法ですが、消費者と事業者との間の情報や交渉力の格差を考慮した上で消費者の利益を擁護するためのルールを設けるものでありまして、消費者庁の所管する法律の中でもきわめて重要なものの1つでございます。

その契約法ですが、平成12年4月に制定され、平成13年4月に施行されました。それから10年以上が経過しておりますが、その間、社会では情報化、高齢化といった変化が生じており、それに伴い、例えばインターネット取引におけるトラブルですとか、高齢者の消費者被害などといった消費者問題が増加しております。こうした現状を踏まえ、消費者契約法施行後の社会の変化や運用状況を踏まえた上でこの契約法の見直しを検討すべき時期だと考えられます。

また、消費者契約法は民法の特別法であるということではありますが、現在、法務省の法制審議会が民法（債権関係）の改正に向けた議論が進められております。そこで、この議論の進展を踏まえて消費者契約法の関連規定の見直しを検討する必要もございませう。

こうした見直しの検討を行うためには、まず、どのような消費者問題が生じているのか、あるいは、消費者契約法は消費生活相談の現場や訴訟実務、企業実務ではどのように使われているのかといった実態を把握し、論点の整理を行う必要があると考えられます。このように本格的な見直しの検討を行うための準備作業として、立法事実や消費者契約法の運用状況の把握、そして、論点整理を行う場としてこの検討会を立ち上げるに至りました。

委員の皆様には、それぞれの御経験や専門的な知見に照らして、幅広い御議論をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○川口審議官 それでは、この後、メンバーの御紹介に移るべきところですが、資料1に委員メンバー表を配付させていただいております。8名の委員の方をお願いしておりますが、本日は全員に御出席をいただいておりますが、座席表のとおりにお座りいただいております。また、オブザーバーを何人かお願いしておりますが、法務省、最高裁、消費者委員会、国民生活センターから参加をお願いしております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

資料2でございますが、検討会の御趣旨を配付させていただいております。概要については、今、長官から御挨拶の中で申し上げました。

次に、この検討会の運営要領でございますが、資料3に原案を配付させていただいております。担当課長より説明をお願いいたします。

○消費者制度課長 消費者制度課長の加納と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元に資料3というペーパーがあると思いますので、まず冒頭でこの検討会の運営要領についてお諮りをしたいと思います。

1番、この検討会の進行をしていただく座長を互選で選んでいただきたいと思っております。

2番、座長に事故があるときには、あらかじめ指名する委員が座長代理としてその職務を代行していただきます。

3番、この検討会は原則として公開とさせていただければと考えておりますが、特段の理由があると認めた場合には、全部または一部を非公開とすることができるとしております。

4番、撮影及び中継は不可とします。ただし、先ほどもおられましたけれども、冒頭で全体の風景を撮影する場合は除くとして考えております。

5番、本日も配付資料が幾つかございますけれども、原則として検討会終了後に速やかに公表します。ただ、特段の理由があると座長が認めた場合には、配付資料の全部または一部を公表しないことができると思っております。

6番、議事録ですけれども、これも速やかに作成して公表すると思っております。ただ、特段の理由がある場合には一部公表しないとか、議事録にかえて議事要旨を公表することができるようにしてはどうかと考えております。

7番、必要に応じ、適当と認める者を参加させることができるとし

ております。今後、御議論をしていただく際に例えばいろいろとヒアリングを行うとか、そういったことがあるかもしれませんので、書いております。

8番、これ以外のことは座長が検討会に諮って定めるとしております。

9番、検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理します。以上でございます。

○川口審議官 資料3の運営要領について何か御質問または御意見はございますか。

(特になし)

○川口審議官 特段ないようでしたら、運営要領につきましては、配付資料3のとおり決定させていただきたいと思えます。

では、続きまして、当検討会の座長の選任に移りたいと思えます。ただいま御決定いただきました運営要領の中で、座長は委員の互選により決定し、検討会の進行を務めるとなっております。どなたか御推薦はございますか。

○増田委員 後藤先生を推薦させていただきます。

○川口審議官 ただいま後藤委員に座長への御推薦がございましたが、いかがでしょうか。皆様、御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○川口審議官 ありがとうございます。それでは、御異議なしとのことでございますので、後藤委員に座長の御就任をお願いしたいと思います。では、後藤委員は座長席への御移動をお願いいたします。

それでは、ここからの検討会の進行につきましては、後藤座長にお任せしたいと思います。後藤座長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○座長 実績豊富な委員の方々ばかりの中で僭越ではございますが、御指名を受けましたので、座長を務めさせていただきます。消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点整理等を行うという重要な検討会でありますので、緊張しておりますけれども、皆様が活発に議論できるような進行を心がけ、実り多い検討会にしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、引き続きまして、運営要領に基づき座長代理の指名を行います。座長代理は京都大学大学院法学研究科教授の山本敬三委員をお願いしたいと思います。山本敬三委員、いかがでしょうか。

(山本(敬)委員承諾)

○座長 ありがとうございます。では、座長代理は山本敬三委員にお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。本日は、本検討会の今後の進め方を議題とします。その前提として、消費者契約法の見直しに関する検討の背景、経緯等について、事務局より簡単に説明をお願いいたします。

○消費者制度課長 それでは、私のほうから資料4に基づきまして、これまでの検討の背景、経緯等について御紹介をしたいと思います。

「1. 消費者契約法の成立・改正経緯」、先ほどからお話に上がってございますように、消費者契約法は平成12年に成立しまして、13年から施行されている法律でございます。不当な勧誘に基づく契約の取消しや不当な契約条項の無効などを、当初内容としておりまして、民法の特別法として、消費者契約に関する一般的な民事ルールとして、この内容があるものですが、その後、主として実効性の確保を図るという観点から、幾つかの改正をしております。平成18年には適格消費者団体による差止請求制度、いわゆる消費者団体訴訟制度を導入いたしまして、平成19年から施行しており、現在まで、適格消費者団体が幾つか認定されまして、差止請求訴訟もされているという状況でございます。平成20年には、その差止請求の対象をそれまで消費者契約法上の不当な勧誘や契約条項の使用に限っていたところを景品表示法の不当表示や特定商取引法上の不当勧誘等にも拡大するという改正をしております。平成24年には、特定商取引法で訪問購入規制を導入いたしましたけれども、その際には、これも差止請求の対象にするという改正をしております。また、昨年ですが、平成25年に食品表示法を制定いたしました際にも、食品表示に関する不当表示を差止請求の対象にするという改正をしております。最後ですが、消費者契約法と直接は関係しないかもしれませんが、消費者裁判手続特例法が昨年末に成立いたしました。その際、適格消費者団体に関する監督規定の関係を中心としますが、消費者契約法の改正も併せてやっております。

消費者契約法の成立以来、こういった経緯を歩んでいるという御紹介であります。

「2. 見直し背景」であります。各種の附帯決議を掲げております。冒頭の長官の御挨拶にもございましたけれども、この法律は平成

12年4月にできましたが、その際の附帯決議の中に裁判例や消費生活相談における処理例の情報の蓄積などに努め、本法施行後の状況につき、分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずることとございます。また、参議院におきましては、本法の実効性をより一層高めるという観点からの見直しが行われているということでもあります。

2頁、消費者基本計画でありますけれども、この中で消費者契約法に関しては、情報提供でありますとか、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、民法改正の議論と連携して検討することを政策としてうたっているところでございます。

「3. 検討状況」ですけれども、消費者庁の前身である内閣府国民生活局以来の見直しに向けた検討について簡単に書いております。平成19年8月には当時の国民生活審議会に「消費者契約法評価検討委員会」という委員会を置きまして、インターネット取引等に対処した消費者契約法の見直しに関する一定の検討課題の取りまとめを行っております。本日の参考資料の1つとして机上に配付させていただいております。不当条項に関しまして、平成20年3月の「不当条項研究会」の報告書がございます。3頁、消費者契約法の運用状況に関する調査として、裁判例の調査などを行っております。これらのこれまでの蓄積につきましては、今後、検討の際に、随時、また御紹介をしていきたいと思っております。

それ以外の他省庁における検討としまして、1つは、内閣府の消費者委員会における「『消費者契約法に関する調査作業チーム』の論点整理の報告」でございます。これも机上に配付させていただきました分厚い冊子ですけれども、こちらで一定の論点整理がされているということでもあります。最後は法制審議会の状況でございますけれども、これも現在、債権法の見直しのための議論が進められているという状況であります。

以上でございます。

○座長 どうもありがとうございました。

消費者契約法の制定から現在までの改正の状況や見直しの背景について説明がありました。この点について、皆さんから何か御質問・御意見はありますでしょうか。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。では、特にございませんようですので、次の資料に移りたいと思います。消費者契約法の見直しの検討の必要性の

1つであります情報化、高齢化、国際化といった社会の変化に関して事務局が資料を作成しています。お手元の資料5「消費生活を取りまく社会の変化」について事務局から説明をお願いいたします。

○消費者制度課長 それでは、引き続き資料5に基づきまして御説明したいと思います。

キーワード的に申し上げますと、情報化、高齢化、国際化といったところかと思えます。昨年の消費者白書において、こういったテーマでいろいろなデータを整理しておりますので、本日はまずデータの的なところの御紹介をしたいと思います。

3頁、まず、情報化です。言わずもがなではありますけれども、インターネット取引が非常に増加しているということで、幾つかのデータを御紹介しています。1世帯当たりのインターネットを利用した1カ月の支出ですけれども、じわじわと増加しているデータでございます。

4頁、相談の件数ですが、これもかなり増えてきているという状況です。これはPIO-NETに「電子商取引」というキーワードで登録されている相談の件数ですけれども、全体の2割程度になっているというデータでございます。

5頁、では、どんな相談が多いのかということでありまして、これもまた今後、論点の検討を進めていく中で、随時、具体的な内容の御紹介等をしていきたいと思っておりますが、図表1-2-10の左側のほう、インターネットを使った購入・取引ということで、「国内のサイトで商品・サービスを購入」「旅行、宿泊の予約・申込み」「デジタルコンテンツの購入」といったものが相談で寄せられて、かつクレジットカードを利用したのことが多いというデータであります。

6頁、年代に関するデータです。内容によって異なるということでございますが、例えばオンラインゲームを見ますと、若い人がやはり多いということだろうと思えます。インターネットオークションとかスマートフォンになりますと、若い人が減ってきまして、40代以降の人が増えていくというデータではないかと思えます。内容によって違ってくるということかと思えます。

7頁、高齢者のインターネット通販利用は、他の年齢層と比べたら少ないのではないかというデータでございます。どちらかという、若い人のほうが巻き込まれるケースが多いのではないかということかと思えます。

8頁、内容に関してですが、縦軸と横軸がございまして、縦軸は件

数、横軸はそれぞれにおける平均既払額、額がどれぐらいかということでありまして、例えば通信サービスに関する相談は件数が多いけれども、額が少ないということでありまして、不動産とか土地、建物、工事とかいろいろありますけれども、件数は多くないかもしれないが、額は比較的多いということでありまして。縦×横をしますと、面積が出てきまして、面積が大きくなると、積算された金額が問題になっているということですので、政策的には対応する必要があるのではないかと思われる、そういったイメージ図です。金融・保険サービスなどは高齢者のところでも出てまいります、いろいろと問題があるのではないか、相談は多くなっているということだと思います。

続きまして、高齢化社会のほうですけれども、10頁をご覧くださいますと、これは人口の推移でありまして、高齢化社会は今後も進展していくだろうということでありまして。

11頁、人口増加に伴いまして、高齢者の相談件数も増えてきつつある、今後増えていくだろうということでありまして。

12頁、単に人口が増える以上に高齢者の相談が増えてきているというデータでございまして、こういったところは政策的な対応の必要性が高いのではないかと考えられるところですが、データとしては興味深いものだと見ております。例えば、赤線に丸印、65歳以上の人口は、2007年を100として、2012年度に112.1と伸びるわけですが、相談件数は、2007年を100としますと、2012年度は134.7ということで、人口の伸び以上に相談件数が増えてきているということで、高齢者が消費者トラブルに遭うことが増えてきているのではないかとということがうかがえるグラフであります。

13頁、どんなトラブルが多いのかということで、一つの切り口にすぎませんが、特商法で言うところの電話勧誘販売が比較的多いように見られるということでございます。通信のツールとして電話が多いのかなと、これは想像でありますけれども、こういったデータがございます。

14頁、額の問題でありますけれども、増えたり減ったりということはありませんけれども、全体としては増えてきている傾向にあるのではないかと考えられます。そこそこ大きな金額というのがデータでは見られるのではないかと考えます。

15頁、先ほどのインターネットのところでも御紹介したものと同じような図がございましてけれども、金融・保険サービス関係のものが件数も多いし、額も多いということで、こういった額の大きさが高齢者の

相談金額全体を押し上げるということの要因になっているのではないかと思います。面積でいきますと、これが圧倒的に多いので、こういった問題があるということでもあります。

16頁、では、金融商品といってもどんなものが多いかということで見ますと、最近の国民生活センターの情報よれば、いわゆるファンド型投資商品が多いようです。ファンド型投資商品というのは、法律でいうと金融商品取引法のいわゆる集団投資スキームのようなものが相当すると思います。また、悪質商法と言われるもので、「事業を行います、それに対して出資しませんか」と言ってお金を募り、100万とか200万という結構な額を出させて、事業が破綻して、半年したら倍になると言っていたけどもやはり返ってきませんというものも多いようです。額も多いし、高齢者がどんどん巻き込まれているのではないかと、これは推測ではありますが、思われます。それ以外には、健康食品でありますとか、割と典型的な昔ながらの相談が結構多いということでもあります。

17頁、先ほど申し上げましたファンド型投資商品が伸びているというデータでございます。

19頁、消費者契約法でどこまで対処できるかという問題はございますけれども、今後の消費者保護を考えていく上で無視できないのではないかとされるのは、いわゆる国際化でございます。こういったトラブルも増えてきているというデータでございます。

20頁、その中でどんな問題があるかということ、商品未到着や模倣品到着といった従来からよくインターネット取引などで見られるような相談があるという状況でございます。

データの御紹介は以上でございます。また、詳しい相談の中身は今後、論点の検討が進むにつれて、また改めて整理して御紹介させていただきます。

○座長 ただいまの説明につきまして、御質問または御意見はありますでしょうか。よろしく願いいたします。

○沖野委員 細かい点で恐縮なのですが、1つは、情報化のところ（8頁）の「運輸・通信サービス」の「通信」は非常にイメージしやすいのですが、「運輸サービス」で情報化絡みのものはどんなものをイメージしたらいいのか、御説明をしていただければと思います。

もう一つは、資料の16頁です。高齢化に伴って健康にかかわる広告ですとか、健康関連の被害が多くなっているのかなという印象をもっとも持っておったのですが、その中でも「健康食品全般」が2012年度

の額が多いというのはよくわかります。ただ、4つ目に「他の健康食品」というのがありまして、この資料だけ見ると、どういう切り分けなのかははっきりしないものですから、御説明していただいたら、どういう被害があるかというのがわかりやすいと思います。

○消費者制度課長 まず、1点目の「運輸」ですけれども、これは、例えば宅配サービスによって商品が届かないであるとか、物を郵送したが商品が壊れたとか、そういったものもあるのではないかと思います。ただ、多いのは恐らく「通信サービス」のほうでありまして、インターネットサービス、プロパイダーとの関係でのトラブルとか、そういうものが多いのではないかと思います。「運輸」の中身については、また確認させていただいた上で御報告させていただきます。

もう一つ、健康食品のところは、恐らく内容としてはサプリメントのようなものを買ったところ、効果がなかったとか、そういった話が多いのではないかと思います。が、「健康食品全般」と「他の健康食品」の違いについては、私もまだ把握しておりませんので、データ作成者に確認をしたいと思います。

○国民生活センター（保木口課長） 今の「運輸・通信サービス」というところに関してなのですが、先生のお問合せとしましては、情報化のところで運輸・通信と出てくることに関しての御疑問だと思います。国民生活センターで運営しておりますPIO-NETという相談のデータベースがありまして、そちらの項目の内容の分類が「運輸・通信サービス」と一括りになっているものですから、ここで「運輸・通信サービス」という形での件数の出し方になっていると思われまます。「運輸」のほうで最近、目新しいものとしましては、昨年、私どものほうでも注意喚起をしましたLCCの低価格の航空会社のサービスですとか、ああいったものも最近の傾向として出てきているなと思われまます。そういった形で「運輸・通信サービス」という括りになっているということを御説明させていただきたいと思います。

あと「他の健康食品」のところですが、こちらに関しましては、あらかじめ用意された健康食品の分類に当てはまらないものについての相談がそこに入っております。もともと健康食品と言いますと、皆さんがイメージされるような、例えば、カルシウム剤ですとかは、あらかじめ分類があるのですが、メリロートなど、あらかじめ分類が用意されていないものが「他の健康食品」というジャンルの中に入ってくるという概念になっています。具体的には、例えば、プロテインといったようなものはあらかじめ分類のある健康食品ですけれども、「他

の健康食品」とは何かといたしますと、ゲルマニウム飲料ですとかギムネマエキス、コラーゲン粉末ですとか、そういった形で比較的新しく出てきたものは「他の健康食品」となります。

○座長 ただいまの御説明でよろしいでしょうか。

○沖野委員 はい。

○座長 それでは、他に御質問、御意見はございますか。よろしくお願いたします。

○藤猪委員 資料の12頁にある高齢化の社会の変化のところですが、人口の伸び以上に相談件数が増加しているというデータについて、そもそも消費者トラブルが増えているのかなということは想像できるのですが、この伸びに比べると、かなりの伸び率で相談件数が増えているように見受けられます。何か実効性を高めるような施策があったとかそういったものが具体的にあれば、御紹介をお願いします。

○消費者制度課長 実効性と申しますと、被害防止に関しての実効性ですか。

○藤猪委員 そうです。

○消費者制度課長 高齢者問題は消費者問題の中でも大きな柱でございますので、消費者庁としては、対策として注意喚起などを行うということはよくやっております。具体的には、消費者安全法という法律がございまして、それに基づきまして、こういったトラブルがあった場合における被害情報の提供でありますとか、国民生活センターでも似たようなことをやっておりますが、それと似たような形での対応をしております。

それから、相談があった場合に、相談にすぐに対応できる窓口を充実することも重要だと思いますので、地方消費者行政の活性化が消費者庁の大きなテーマとなっております。地方に対する財政的な面の支援、窓口の設立でありますとか相談員さんの研修などによる相談員の体制の充実・強化など、そういったことをしております。

さらには、これは現在の施策というわけではございませんけれども、今後の施策ということで、消費者安全法の改正法案を、先週、閣議決定して国会に提出いたしました。その中でも地域における見守りネットワークの構築による被害の未然防止、あるいは被害が発生した場合の早期発見と早期の行政措置への繋げ方というものがございます。

「消費者安全確保地域協議会」と法律上は規定されますけれども、既存の行政だけの枠組みではなく、民生委員さんでありますとか、ケアマネージャーさんでありますとか、高齢者と日常、接する方々との連

携体制、情報の共有、当然ながら守秘義務の規定でありますとか、そういったことを措置するという改正法案の提出もしております。そういったことなどで、高齢者の被害の防止について、いろいろとやっているところがございます。

あとは、それで足りないところをどうしていくかというところではないかと思えます。

○藤猪委員 わかりました。ありがとうございます。

○座長 この点に関しましてはよろしいでしょうか。

○沢田委員 ECネットワークの沢田でございます。後出しになってしまってすみません。

今、御説明いただいた資料5の4頁になりますけれども、電子商取引に関する消費生活相談は2009年度以降大きく増加と書いてありますので、これ以前のこととはあまり問題にされていないかもしれないのですが、2004年で突出しているのは恐らくワンクリック詐欺の相談件数が多かった時期かと思えますし、2009～2010年あたりは出会い系サイトの相談が多かったのかなと想像します。そういうものを含めて電子商取引とってしまうことにやや抵抗を感じています。まともなインターネット通販と詐欺的なものが、電子商取引という言葉に両方入っているということを、このデータをご覧いただくときに気をつけていただければと思えます。

最近の傾向で言いますと、2011～2012年あたりは最終頁にあるように越境トラブルが非常に多くなっていると思えます。日本語で日本人向けの広告を出している海外事業者が増えているということで、情報化と国際化がイコールになってきているような印象を持っております。この点に関しましては、今後の検討課題の中で考えていきたいと思えます。

以上です。

○消費者制度課長 今、沢田委員が御指摘の中身の分類につきましては、また整理させていただきたいと思えます。

○増田委員 13頁の高齢者の電話勧誘販売について、少し情報提供としてお話ししたいと思います。

高齢者の電話勧誘販売のトラブルが非常に伸びています。健康食品の電話勧誘販売がここ2～3年、とても多かったです。特商法の改正以降、訪問販売が減りまして、その分、電話勧誘販売が増えました。電話勧誘販売にシフトしてきていますので、こういうところは消費者契約法で議論を十分にさせていただきたい重要な点かと思えます。

○宮下委員 資料の11頁で高齢者の消費生活相談の伸びが非常に大きいという指摘があって、もう一つ、資料の7頁でインターネットに関する相談では、高齢者の通販の利用については少ないということが指摘されております。

今日、びっくりしたのは、6頁を拝見しますと、高齢者のうちインターネットのトラブルが、例えば、一番左側のアダルト情報サイトとか、そういったものについてはむしろ予想よりも多いかなという気がしています。場合によっては、年代で逆転して高齢者の相談が多くなっているところもあるので、消費者契約法の範疇で、インターネット通販だけを対象とするのか、そういったところまでやるのか、そういったところというのは、通販以外にも高齢者のインターネットによるトラブルが多いところまでを対象にするのか、そのあたりは少し考える必要があるのかなと思います。どこまで範囲にできるのか、消費者契約法ということで限界はあるのかもしれませんけれども、気になったので、1点だけ意見として申し上げます。

○後藤座長 増田委員の御意見も含めて、委員の御意見についてお答えをお願いいたします。

○川口審議官 今日のデータの中にはありませんけれども、私も専門家ではありませんが、高齢者のインターネット利用は、率としてここ4～5年伸びているということがあります。ですから、私どもがイメージしているインターネットの利用、お年寄りにはインターネットを使わないとか、それ自体、もう間違いになってきているという気がしています。他の研究会で出した資料もありますので、白書とは別にそういうものも参考にさせていただければと思います。

それから、お年寄りによく3Kと言うのですが、健康、孤独、金にかかわる商品サービスに弱いといいますか、被害に遭いやすいということがあります。健康食品の送りつけは、特に今年度、相当多いようです。65歳以上の消費生活相談件数は、2012年度までにデータで5年前と比べて1.4倍になっていますという数字をこの資料で出していますが、今年度は今のところさらに昨年度の1.4倍近い件数になっております。高齢者という問題は非常に大きな問題で、かつ、釈迦に説法ですけれども、これは消費生活センターで把握しているデータだけなので、消費生活センターで把握できない相談に至らない潜在化されているものも相当あるということがあります。

そういう背景で先ほど消費者制度課長から御紹介しましたような、高齢者の見守りネットワークというものを法的枠組みとして消費者安

全法に入れるという改正法案を国会に提出しております。

○**消費者委員会（石戸谷委員）** 高齢者の被害で金融サービスが多いという中でもファンド型投資が多いということで、今後の議論の前提となることだと思いますので、念のためですが、集団投資スキームそれ自体は金融商品取引法で第二種金融商品取引業の登録を受けないといけないうのですけれども、こういうものの他に、本来登録を受けなければいけないのに無登録でやっているとか、あるいは適格機関投資家等特例業務の制度を悪用してやっているようなものも幅広くここに入っているということですのでよろしいですね。一応、議論のために確認です。

○**国民生活センター（保木口課長）** 高齢者の金融取引なのですが、私どもは買え買え詐欺といった表現をしておりますが、電話がかかってきて、電話勧誘で「弊社から水色の封筒が届いていませんか」という形で、「届いています」ということを言うと、「その封筒は限られた人にしか届いていない、とてもいい投資話なのです。それは49人にしか送られていないもので、それがあつたら買いたいという人がいるので、代わりに買ってくれませんか」という形で、後ろで何人かの役者が登場して、その人たちが実際には後ろでつるんでいるのではないかと思われるのですが、そういった形のまるで劇を演じているものを見るようなところに、悪質な勧誘に取り込まれてしまう形の投資話が非常に多くなっております。

こちらは高齢者の方が非常に多く被害に遭われております。そういったものの一部もこの中に含まれております。

○**消費者制度課長** 国民生活センターの公表資料以上のことは私どもも把握していないのですが、見る限り、石戸谷先生がおっしゃったように、金商法の規制の外のものも含めてこの中にデータとして取りこんでいるようです。

○**座長** 資料5につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、次に消費者契約法の見直しの検討のもう一つの必要性であります民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係の論点の状況につきまして、お手元の資料6について事務局から御説明をお願いいたします。

○**須藤課長補佐** 消費者制度課の課長補佐の須藤と申します。私のほうから資料6について御説明いたします。

資料6は、平成21年11月から法務省の法制審議会で進められている民法の債権関係の改正に向けた議論に関する資料です。民法改正に関する議論におきましては、従前、「事業者」あるいは「消費者」とい

った概念を民法の中に取り入れるということも検討されておりました、平成23年5月に取りまとめられた中間的な論点整理などでは、幾つかの論点につきまして、消費者契約に関する特則を設けるという考え方も紹介されていたところです。この点につきましては、私法の一般法である民法に当事者の属性を考慮する規定を設けること自体を疑問視する意見もありまして、現在では「事業者」あるいは「消費者」という当事者の属性を取り込んだ論点は取り入れられていないものと理解しております。

また、消費者契約に関する特則という形ではないものの、民法改正の議論の中で取り上げられている論点の中には、現在、世の中で起こっている消費者問題の解決にも関係するのではないかと思われる論点も幾つかございます。

そこで、資料6は、これまでに民法改正の議論の中で取り上げられた消費者契約の特則に関する論点（これが左端にピンクの色をつけているものです。）及び、消費者契約の特則ではないものの、消費者問題の解決に関係すると思われる論点（これが左端に青の色をつけているものになります。）、これらの論点につきまして、平成23年5月の中間的な論点整理の段階、平成25年4月の中間試案の段階、及び要綱案の取りまとめに向けて最近なされている議論の段階、この3段階に分けまして、各論点の状況をまとめたものになっております。

この資料の中でグレーの網掛けをしている部分でございますけれども、こちらはその議論が取り上げられなかったことを示しております。

各論点につきまして、ごく簡単に御説明いたします。

まず1点目の「知識・情報等の格差に配慮する解釈理念」ですけれども、中間的な論点整理の段階で、当事者に知識、情報等の格差がある場合には、劣後する者の利益に配慮するという抽象的な解釈理念を規定するべきだという考え方について検討するべきかどうかという論点がございました。これが、中間試案の段階では、信義則等の適用に当たって考慮すべき要件の中で議論されているという状況でしたけれども、最近の議論においては、この点は取り上げられておりません。

「不当条項規制」は、文字どおり不当な内容の契約条項について、これを無効にするなどの規定、その効力を制限するような規定を設けるべきかという論点ですけれども、こちらは中間試案以降の段階では消費者契約に限定するものではなくて、約款の中の不当条項規制という形で取り上げられております。

「一部無効の原則の例外」は、法律行為の一部に無効原因があるよ

うな場合、その一部のみが無効で、残りの部分の効力は維持されるという原則を設けることと併せて、消費者契約の例外として、無効原因がある条項については、全部無効とするというような特例を設けるべきではないかという論点です。中間試案以降の段階では、このような消費者契約の例外については取り上げられておりません。

次の2つは、法律の規定と比べまして、消費者にとって不利な内容の特約の効力を制限するというもので、1つは消滅時効の起算点、あるいは時効期間に関するものです。もう一つは売買に関するものとなっております。これらにつきましても、中間試案以降の段階では取り上げられておりません。

「消費貸借契約における目的物交付前解除権」ですが、今般の民法改正において消費貸借契約の中に諾成的なものも認められる方向で議論が進められている関係で、契約成立後、目的物を交付する前の段階で解除する、そういう解除権を認めるべきではないかという論点です。中間的な論点整理の段階では、消費契約の特則という扱いになっておりましたけれども、中間試案以降の段階では、消費者に限らず誰でも解除することは可能とした上で、貸主に損害が発生した場合には損害賠償をしなければならないという規定が提案されております。

「消費貸借契約における期限前弁済時の免責」ですが、消費貸借契約において借主が期限前に目的物を返還した場合に、借主が消費者である場合には、貸主に発生した損害を賠償しなくてもよいという規定を設けるべきかどうかという、消費者契約に関する特則の論点です。こちらは中間試案以降の段階では取り上げられておりません。

「消費貸借契約における抗弁の接続」という点ですけれども、消費者が物を買ったり、役務の提供を受けたりする際に、売主あるいは役務の提供者とは別の事業者との間で消費貸借契約を締結するという場合に、売主あるいは役務提供者に対して言える抗弁を、一定の要件のもとで、消費貸借契約の相手方に対しても対抗できるという規定を設けるべきかどうかという論点です。こちらは、中間試案以降では取り上げられておりません。

「貸借契約における原状回復義務に通常損耗の回復を含める特約の無効」ですけれども、原則として、借主は通常損耗の回復義務を負わないとなっておりますのですが、借主が消費者の場合には、この原則に反する特約を結んでも、それを無効とするという規定を設けるべきかという論点でございます。こちらは、中間試案以降は取り上げられておりません。

次の2つ、「委任契約における委任者の賠償義務の制限」と「寄託契約における寄託者の賠償責任の制限」は関連している論点ですけれども、現在の民法の中に、委任契約に関する規定で、受任者が過失なく負った損害の賠償を委任者に対して請求することができるというものがあります。この点について、寄託の規定についても平仄を合わせるべきではないかという意見がある中で、委任者あるいは寄託者が消費者で、受任者あるいは受寄者が事業者、すなわち、損害の賠償請求を受ける側が消費者である場合が事業者の場合に、例外的に免責される場合を設けるべきではないかという、消費者契約の特則が提案されておりました。中間試案以降の段階では、消費者という概念は用いられていないものの、一定の場合に免責を認めるべきか否かは議論されているところです。

「条項使用者不利の原則」ですけれども、約款あるいは消費者契約に関して、契約条項が明確ではない場合は、あらかじめ当該条項を準備した側の当事者に不利に解釈するという規定を設けるべきかどうかという論点です。中間試案以降の段階では取り上げられておりません。

「継続的契約の任意解除権」につきましては、消費者、事業者間の継続的契約については、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができるという規定を設けるべきかどうかという論点です。中間試案以降の段階では、この論点自体は取り上げられておりませんが、消費者契約や継続的契約に限るものではないのですけれども、役務提供契約に関しては、準委任契約と捉えられておりました。準委任契約の中に関する民法656条の規定が準用している委任の規定の中に任意解除権を認めた規定があります。そのため、役務提供契約に関しては、民法656条に関する議論の動向に影響を受けることになるかと思いません。

「事業者の消費者に対する債権消滅時効期間短縮」は、中間試案以降の段階では取り上げられていなかったように思いますが、中間試案の段階で注記として取り上げられていたものですが、その後の議論においては特に取り上げられておりません。

次に、消費者契約の特則以外の「その他」の点になりますけれども、まず「暴利行為」、こちらは相手の窮迫、軽率または無経験に乗じて著しく過当な利益を獲得する法律行為を無効にする規定を設けるべきかどうかという論点です。こちらは、最近の議論においても論点として取り上げられており、議論されております。

「複数契約の解除」につきましては、相互に密接に関連している複

数の契約について、その中の1つに解除事由があつて、それによって他の契約も含めたその契約全体の目的を達成できないという場合に、他の契約も含めて全ての契約を解除することができるという規定を設けるべきかどうかという論点でございます。中間試案以降の段階までは取り上げられていましたが、最近の議論では取り上げられておりません。

「契約締結過程における情報提供義務」に関しましては、当事者間に情報量などの格差がある場合などに、当事者の一方が他方に対して、契約締結過程における説明義務あるいは情報提供義務を負うことを規定するべきかどうかという論点でございます。こちらは、最近の議論でも取り上げられているところです。

3頁、最後の4点は約款に関する論点なのですが、約款の定義、約款が契約に組み入れられるための要件、約款に不意打ちとなるような条項がある場合の効力、約款を変更するための要件という点につきまして、規定を設けるべきか否か、あるいは設けるとした場合にどのような規定とするべきかという点が最近の議論でも取り上げられているところです。

資料6に関する説明は以上です。

○座長 資料6について説明いただきましたが、ここでは民法改正との関係で何か御質問等がありましたら、お願いいたします。そのほか、民法改正で議論される論点のうち、消費者契約法との関係で論点として捨てるべきもの、あるいは不要と思われるもの、そういうものがあるかと思っておりますけれども、そういう点につきましては資料7の説明の後に併せて御議論いただきたいと思います。

それでは、御意見・御質問をよろしくお願いいたします。

○山本（敬）委員 資料の位置づけの問題なのですが、大きく分けて、消費者契約の特則にするかどうかという分類をしておられます。このうち、消費者契約法の特則については、1頁目の上から2つ目に「不当条項規制」が置かれています。ただ、これは、資料には書かれていますけれども、現在のところ、約款についての不当条項規制を検討しているものです。そこでは、消費者契約に限らない、事業者間取引も含めた約款規制に関する規定を設けるかどうかを検討されています。その意味で、これを消費者契約の特則というのは、少し不正確ではないかと思っております。

むしろ、「その他」の最後に約款に関する4つのものが挙げられていますので、その最後につけ加えるのが適当ではないかと思っております。

すでにおわかりかと思えますけれども、そのほうが正確だろうと思えます。

○須藤課長補佐 御指摘、ありがとうございます。こちらは中間的な論点整理の段階で消費者契約の特則の1つに挙げられていたために、ここに挙げていたのですけれども、最近の議論を踏まえますと、委員の御指摘のとおりかと思えますので、適宜、修正をしたいと思います。

○座長 他にございますか。

それでは、資料7に移りたいと思います。今後、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点の整理等を行うに当たって、どういった視点から事実を把握し、論点を整理するのか、その前提としまして、消費者契約法における考えられる論点を整理しておく必要があると思います。

そこで、これまでに検討された主な論点項目をまとめた資料を事務局において作成しておりますので、資料7について事務局から説明をし、皆様の御意見を賜りたいと思います。

では、事務局からよろしく願いいたします。

○宗宮専門官 消費者制度課の専門官の宗宮と申します。資料7について御説明いたします。

資料7は、内閣府の消費者委員会において平成25年に取りまとめられた「『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点報告」と内閣府国民生活局において平成19年8月に取りまとめられました「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」、この両報告書に基づいて消費者契約法についてこれまで検討がされてきた主な論点項目を記載したものとなっております。また、2つの報告書での論点に加えまして、表を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、アスタリスクで2つほど論点を追加しております。これは法務省で今、議論されております民法改正に伴って、消費者契約法においていわば反射的と申しますか、連動して改正を検討すべき点と考えられるものとなっております。

この資料の位置づけなのですけれども、今後、また御議論をしていただく中で明確にしていきたいとは考えてはいるのですが、本検討会において被害実態の把握であるとか、立法事実の収集をしていくに際しまして、何についての事実を集めるのか、集めた事実をどのように整理するのかといったことについての指標となれば、幸いと考えております。

また、論点項目につきましては、最初は、資料のタイトルにあるよ

うに、これまでに検討された主な論点として提示しているのですが、指標となる項目という趣旨のもとで、過不足等を御議論いただければと思います。それでは、論点項目について上から簡潔に御説明させていただきたいと思います。

まず、一番上の「消費者概念の拡充」（2条）です。これは現在、消費者契約法2条において、消費者の定義については「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）」とされておりまして、事業者は「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう」とされています。この「消費者」とか「事業者」の概念について、拡充ないしは柔軟な解釈を可能とすべきではないかという論点となります。

情報提供義務の関係（3条）ですが、消費者契約法の3条1項で事業者による情報提供について努力義務を定めております。これは今、努力義務なのですけれども、これを法的な義務とし、違反の効果として損害賠償請求権であるとか取消権を認めてはどうかという論点となっております。

「勧誘」（4条1項～3項）ですが、これは今、誤認類型の枠の中に入っておりますけれども、困惑類型にも関係する文言となっております。勧誘につきましては、消費者庁の逐条解説ですと「消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方をいう」とされておりまして、客観的に見て、特定の消費者に働きかけ個別の契約締結の意思の形成に直接影響を与えるとは考えられないという場合には、それは「勧誘」には含まれないという見解が示されております。この「勧誘」に当たらない具体例として、広告とかパンフレットが挙げられております。これに対しましては、近年、技術の進化等に伴いまして、例えばインターネット上でのターゲティング広告であるとか、特定の消費者に働きかけるような性質があるものが出てきているのではないかということ踏まえまして、「勧誘」の概念について検討すべきではないかというのがこの論点になります。

「断定的判断の提供」（4条1項2号）ですが、「将来における変動が不確実な事項」の射程の拡充を挙げております。断定的判断の提供における「将来における変動が不確実な事項」について、消費者庁の逐条解説ですと、消費者の財産上の利得に影響するものであって、将来を見通すことが困難であるものと説明されております。この点については、必ずしも財産上の利得に影響するものに限定すべきではないのではないかという御指摘があるところです。

「不利益事実の不告知」（4条2項）ですが、消費者契約法の中の不利益事実の不告知の取消しの要件として、「利益となる旨を告げ」という先行行為要件と「不利益となる事実…を故意に告げなかった」という故意の要件があります。これらの要件について緩和すべきとの御指摘がされているところです。

「重要事項」（4条4項）の拡充ですが、消費者契約法4条4項によりますと、重要事項とは「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」または「対価その他の取引条件」で「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」とされています。これに対しては、いわゆる動機に関連するような事項についても重要事項に含めるべきではないかという御指摘がされております。

困惑類型（4条3項1号～2号）ですが、現在、消費者契約法は、困惑類型として「不退去」と「退去妨害」による困惑類型を定めております。これに対しまして、不退去とか退去妨害以外の困惑類型、例えば執拗な電話を繰り返す場合などにも対応できる規律を検討すべきではないかということが指摘されております。また、執拗な電話勧誘も、その手法の一部という位置づけになるのかもしれないですが、いわゆる不招請勧誘に関する規律を検討すべきと御指摘がされているところです。

「第三者対抗要件」（4条5項）ですが、これはアスタリスクになっておりまして、法務省における民法改正の議論の中で、民法96条2項に定める詐欺取消しに関する第三者要件として、現在は、「善意」の第三者に対抗することはできないとされているのですが、これについて「善意でかつ過失がない」第三者に対抗することはできないと改正をするという議論がされております。消費者契約法における第三者対抗要件の規定についても同じような改正が考えられる点になりますので、ここに挙げております。

「媒介者、代理人の不当勧誘」（第5条）に関連しまして、消費者契約法は今、第三者の関与については、第5条において媒介の委託についての規律を置いております。ただ、契約締結までの一部に関与したに過ぎない者であって、媒介の委託とまで言えないような場合、あるいは自ら関与させたわけではないけれども、事業者がその状態を知って契約を締結したというときにも対応できるような規律が必要ではないかという御指摘があるところになっております。

「取消権の行使期間」（7条）ですけれども、消費者契約法の7条

は、消費者契約法上の取消権の行使期間について「追認をすることができる時から六箇月間」「当該消費者契約の締結の時から五年」という期間を定めています。これについては短過ぎるという御指摘がありまして、行使期間について検討すべき論点として挙げております。

不当勧誘の中の「その他」の「その他」の部分なのですが、ここでは不当勧誘に関して誤認でも困惑でもない類型として、適合性原則や不当勧誘に関する一般規定の論点を挙げております。また、不当勧誘の効果として、不当利得返還請求の範囲を明確にすべきという御指摘とか、取消しだけでなく損害賠償請求権を認める規律を検討してはどうかという御指摘もありますので、その論点を挙げております。

次に「不当条項」ですが、消費者契約法8条は、不当条項に関しまして、事業者の損害賠償責任を免責する条項について、一定の場合に無効とする旨を定めております。この中に瑕疵担保責任に関する規定がありまして、民法改正の議論の中で「瑕疵」という用語にかえて「契約の趣旨に適合しない」というような文言となる可能性が今、検討されているところです。その場合にはこの「瑕疵」という文言について消費者契約法の中でも改正が必要となることが考えられます。

また、民法改正においては、瑕疵担保責任の法的性質について債務不履行責任と整理するということが議論されておりますので、その場合には消費者契約法8条1項1～2号、これらは債務不履行に基づく損害賠償の免責条項について定めた条文ですが、それと5号との関係や2項との関係を整理する必要があると考えられます。

「消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項」（9条1項）ですが、解除に伴う損害賠償の予定条項について定めている条文です。これに対しては、解除が伴わない場合についても同様の規律を置いてはどうかという御指摘があります。また、「平均的な損害」という言葉が持っている意味が曖昧であるとかいう御指摘もあります。それから、事業者の平均的な損害を消費者が立証するのが難しいのではないかということから、立証責任の転換に関しての論点を挙げております。

「年14.6%を超える遅延損害金を定める条項」（9条2号）は、資料7において論点を整理する際にもととなった報告書にはどちらでも挙がっていないということで、ここでは空欄にしているのですが、現在、法務省でも法定利率を下げるという議論がされておりますが、その背景にある低金利時代といえますか、低金利の状況が長期間

にわたっている現在の経済状況を踏まえますと、14.6%という数字が適当かどうか、これが1つ論点になり得るものと考えております。

「消費者の利益を一方的に害する条項」（第10条）に関して、消費者契約法の10条が「任意規定の場合に比して消費者の権利を制限し、又は義務を加重する条項であって」という要件と「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」は無効とするという要件を入れておりますけれども、これらの要件について最高裁判例などを踏まえて整理する必要があると指摘されているところです。

2頁、消費者契約法の8条から10条に不当条項に関する規律があるのですけれども、不当条項リストをより充実させてはどうかという御指摘がありまして、幾つか主だったものをリストとして挙げております。

「約款規制」、これは民法で議論されている点と重複するところがあるのですが、約款の定義、組入要件、不意打ち条項、約款の変更といった論点があります。

最後の「解釈準則」は、例えば情報が多義的でその内容1つに確定できない、条項の内容が不明確であるがために無効となりかねないような場合に、消費者に有利に、事業者に不利に解釈するという解釈準則を設けるといことはどうかという論点になっています。現在、消費者契約法3条1項に、事業者は条項を定めるに当たって、その内容を明確かつ平易に定め、わかりやすさを確保すべきというような努力義務が定められているのですけれども、これを一步進めて義務規定にするかどうか、そういった論点とも関連するものと考えております。

駆け足となりましたけれども、以上でございます。

○座長 どうもありがとうございました。

資料7について説明をいただきました。先ほど説明があった資料6及びこの資料7の2つの資料について御質問、御意見はありますでしょうか。資料6を踏まえた民法改正の議論との関係で消費者契約法の論点として取り上げるべきもの、あるいは不要なもの、そういったものがあるかということも含めて資料6、資料7についてまとめて御議論いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本（健）委員 日弁連の山本でございます。

最初の会議の第1回目の発言なので、総論的な発言をつけ加えることをお許しください。先ほど阿南長官から御紹介がありましたけれども、社会の変化や民法改正の議論を踏まえた消費者契約法の見直しが

必要ではないかという問題意識については全く同感でございます。消費者庁がそのような視点から、多くの立法課題がある中で、消費者契約法の見直し作業に着手されたことに対し、まずは心からの敬意とエールを送りたいと思います。

また、この検討会でどのような議論がなされているのかを、見えやすい形で国民に広く示すことは、非常に重要ではないかと思えます。透明性の確保に向けた配付資料の公開及び議事録の公開などが運営要領に定められていることを高く評価しております。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

その上で資料7について発言させていただきたいと思えます。本日配付の資料7では内閣府消費者委員会の「消費者契約法に関する調査作業チーム」の報告書で指摘されている論点の多くが列挙されておりますけれども、必ずしも網羅的な列挙とはなっていないように思えます。具体的には、透明性原則、状況の濫用、消費者公序規定、法定追認、継続的契約、各論・各種規定といった論点が記載されておられません。この点については、資料7に記載の無い事項ないし論点に関する立法の検討の必要性を今から否定する趣旨ではない、例示列挙である、この検討会における論点の検討・整理はまさにこれから始まるということだろうと理解しているのですが、そのような理解で間違いないかどうかという点について確認させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○消費者制度課長 ここに書かれていない論点を全て排除するということは考えておりませんが、検討するに当たりまして、今までの議論の蓄積でありますとか、熟度といいますか、そういったこともある程度勘案して、この資料はつくっております。それ以外の、例えば、今、消費者公序というお話もありましたけれども、そういった論点を検討するに際しましては、消費者公序とは一体何なのかとか、そういったことについて議論の前提として明らかにする必要があるのではないかと考えております。事務局のほうでは、消費者公序という議論については、今のところは議論の中身が必ずしも明らかでないのではないかと考えており、今回の資料では書いておりません。ただ、書かれている以外のものについて全く排除するということではございません。

○座長 よろしいでしょうか。

○山本（健）委員 ありがとうございます。立法事実が認められれば検討に値する、そういうことかと理解しているのですがけれども、それでよろしいでしょうか。

○消費者制度課長 立法事実といえますか、例えば消費者公序というものについては、どういったものを消費者公序というのかというのが明らかではないような気がいたしておりますので、できればそういった点も明らかにしていただきつつ、議論していただけると、事務局としては大変助かるなと思っております。

○山本（健）委員 ありがとうございます。了解しました。そのような方向で意見を述べさせていただきたいと思えます。

○座長 それでは、他にございますか。

○沢田委員 どこまで大きな枠組みの話をして良いのか、いま一つ把握できないのですが、この検討会のメンバーには、事業者さんがあまりいらっしゃらず、パナソニックさんだけなので、今後、どのように検討を進められるかというのは、まさに今日の検討課題なのかもしれないのですが、できるだけ事業者の現実の声も聞いてお進めいただきたいという希望を申し上げます。

特に不当条項のところなのですが、不当条項のリストをつくることに関しては私は大賛成でございまして、何がよくて何がいけないのかということは事業者にとってもはっきりしていることが望ましいと思えます。ただ、それを法律の中に書き込むことに関しては懐疑的です。民法でも消費者契約法でも、法として定められてしまうことによって、現実には合わなくなる状況が起こる。特にインターネットの分野は変化が非常に早いので、最新の状況に中身が追いつかないとか、逆に古くなってしまった中身を改正するのが容易ではないということが理由の一つです。もう一つ、立法過程にはなかなか事業者そのものが入ってくるのが難しいということがあります。できれば、アメリカのFTCがやっているような形で、つまり法律には抽象的な文言のみを書き、具体的に実務に当てはめると、どういったことがよいとか、どういったことが悪いということに関しては、むしろ民間主導でガイドラインのような形で決めていく。それをある程度、消費者契約法の運用指針としてオーソライズしていただくという形のほうが特にインターネットの分野には適していると思えます。FTCの例を出したのは、最終的な法律構成ということだけではなくて、制定していく過程についても、事業者と消費者その他関係者が一堂に集まる場で、1つのテーマに関してワークショップを開くなど知見を集約して、机の上だけで立法するのではない形でガイドラインができていくという方法をモデルにしたいだけとありがたいという希望でございまして。

以上です。

○消費者制度課長 まず、事業者の声をどう拾うかということについては、当然のことながら、本格的に立法過程の作業に入るときには必要なことだろうと思っておりますが、今回の検討会といたしましては、具体的な立法の前段階のいわゆる立法事実の整理をしっかりとやっていただきたい。その過程において各種、相談実務でありますとか裁判事例でありますとか、企業法務の実情とか、そういったところから御議論を頂戴できればと考えております。

事業者の声については、基本的には、しかるべき立法の検討の場できちんと取り上げるということをご想定しておりますけれども、この検討会でもどうしても必要だということであれば、冒頭の運営要領の中でも御紹介しましたが、ヒアリングを行うということは可能かと思っております。そこはまた検討させていただきたいと思っております。

また、不当条項リストのお話がありましたけれども、仮に不当条項リストを設けるということになりますと、一つのイメージとしては、現在、8～10条とあるところにさらに条項として加えていくことになるのではないかと想定はしておりましたが、それが唯一なのかどうかというのは議論の余地があるかと思っておりますので、沢田委員がおっしゃるように、ガイドラインに委ねるということもあろうかと思っております。そこはまさにこの検討会における議論なども参考にしながら検討していきたいと思っております。ガイドライン策定の際にはステイクホルダーとしての事業者の関与ということだと思っておりますので、ここもまた別途、検討したいと思っております。

○宮下委員 やや細かい話になるかもしれませんが、幾つか御質問をさせていただきたいと思っております。

1点目が、まず、3条関係で「情報提供義務違反」が挙がっておりますけれども、民法改正のほうでも情報提供義務については論じられているところで、その点を民法改正の様子を見ながら議論するのか、あるいは民法改正とは切り離して消費者契約法の枠組みの中で議論するのか、今お話があったように立法の前段階の作業ということにとどまるのか、その点を教えていただきたいということです。

2点目は、状況の濫用、例えば判断能力の低下だとか、あるいはいわゆるSF商法などに見られるような、心理的な不安につけ込むであるとか、そういったことは「困惑類型」ではなくて、「その他」、例えば、適合性原則の関係で議論するのか、あるいは何か別のところで議論するのか、議論の予定はないのか、これを教えていただきたいということでもあります。

3点目は、不当条項のうち8条なのですけれども、8条は確かに裁判例など大変少なくなっているのですが、一方で故意とか重過失とか、そういった要件との関係で規定自体の適用範囲がすごく狭くなっているのではないかという議論もあるものですから、そのあたりの議論の予定はないのかということです。この3点を教えていただければと思います。

○消費者制度課長 まず、情報提供義務でございますけれども、消費者契約法の立法の中で、情報提供義務違反に基づく取消しとか、そういう議論もありましたので、民法の議論と離れて独自に議論できると思っております。ただ、偶然というわけではないのですけれども、法制審のほうで情報提供義務の議論についてはまさに検討が進んでおりますので、その議論の状況を見ながら検討していく、実際の検討としてはそのようになるのではないかと考えております。進行としましては、法制審の議論の状況がどこまで進むのかというのは、随時、情報をこちらのほうで集約しまして、また法務省とも連携しながら情報提供をこの場でさせていただきたいと思っております。それを待たなければできないということではなく、消費者契約法独自に御議論いただくことは可能だと考えております。

それから、状況の濫用でございますけれども、先ほど山本健司先生からも似たような御質問がございまして、その際には消費者公序についてはどうなのかと申し上げましたが、状況の濫用についても似たような問題があるのではないかという気がしております。今の宮下先生のお話で言うと、「不当勧誘」の「その他」の「その他」に入れたらどうですかというお話かとお聞きしましたがけれども、一方で困惑の亜流ではないかという議論もあると思っております。いわゆる不当威圧の一種として状況の濫用があるのだという議論もあると理解しております。論点によって必ずしも一致しないといえますか、想定している事案あるいはその位置づけ等がよくわからないなど、正直、事務局としては思っております。立法をするに当たりましては、どういった事案があるのか、裁判例でどのようなものがあるかあってうまくいっていないのか、あるいは相談現場でどういうものがあるのかということを中心したいと思っております。そういった事案との関係で、それを法的な手当てとしてどうするのか、それを日本では状況の濫用というのですという整理をするのは構わないと思っております。このペーパーをつくるに際して思いましたのは、いわゆる状況の濫用として想定されているのは、1つは、不退去、監禁のような物理的な拘束を伴わないような形での困

惑類型でありますとか、あるいは適合性原則ということになるかと思えますけれども、高齢者などが非常に生活に困っているとか、そういった弱みにつけ込むような形で不当な商品売りつけるといいうことは、従来から相談事例として散見されますので、そういったところをどのように手厚くしていくかということで書いております。そういった事例とか裁判例や相談事例などをいろいろと整理していく中で結果的にこれは状況の濫用と認めてもいいものがあるのではないかという整理をすることはできるのではないかと思います。講学上の概念としては、まだわかりにくいところもあると思っております。

それから、8条の適用範囲はまさに今回の検討課題の1つにあるだろうと思っております。まさしく先生におっしゃっていただきましたように、8条については裁判例も余り承知しているわけではなく、現行の8条の規定ぶりで十分かどうかというのはあるのですが、先ほど宗宮から瑕疵担保責任の話について申し上げましたけれども、これは民法が変わるだろうということですから、それに伴う消費者契約法の見直しは避けられませんので、検討の必要性は必ずあります。ただし、例えば免責特約の要件論についてどうかというのは、やはり実態、事例がどうかというところに最終的には帰着するのではないかと思っております。そこがうまく整理できるかどうかということに帰着するのではないかと思います。

○**沖野委員** 確認をさせていただきたいのですけれども、資料7の意味についてです。先ほど資料6も含めてこれから検討素材としていくものの対象の検討については資料7を見た上でというお話でした。そして、今、例えば状況の濫用という指摘が出ています。状況の濫用とは何を状況の濫用と捉えるかとか、どういう仕組みの中で捉えていくかとかが問題です。とはいえ、先ほどの具体的な例ですと、能力の減退に付け入るというタイプですとか、いわゆるSF商法のようなものですとか、問題事例はやはりあるわけですね。そういうものにどこに対処していくかというときに、例えば、資料6では、民法の一般論としまして、暴利行為というのが2頁目に挙がっております。これ自体は消費者契約の特則ではなくて、民法の一般則として、現在検討されていることです。

他方で、民法の帰趨如何にもよりますが、消費者契約において対応するようなものをどう考えていったらというのは、先ほどの情報提供義務と同じように民法での議論が進んでいるものについて、消費者契約の場合にはどうかということを考えていく必要があるのだと思いま

す。それは状況の濫用として問題視されているような具体的な問題事例を、あるいはこちらの暴利行為などの話から拾っていくということはあるのかなどと思われます。資料7で言いますと、困惑類型の拡充ですとか適合性原則、あるいは不当勧誘行為に関する一般規定とは何かというのは内容が少し問題かもしれませんが、そういったところも手掛かりがあり得ると思います。趣旨自体は資料7に書かれていることだけが、これからやっていくということではなく、民法で議論されていることもにらみながら、あるいはそこで必ずしも消費者契約に特則ということで論じられていないものが入ってきて得る、約款は既にここに入っているわけですが、資料7はその意味では限定的ではないと理解をしたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○消費者制度課長 その理解で結構でございますので、今後、そういう形で議論を進めていただければと思います。

ちなみにといいますか、暴利行為に該当するのは資料7で言いますと、「その他」の「その他」の勧誘の一般規定が当たるかなと事務局としては思っておりますが、はっきりとは関連づけはしておりません。要は、勧誘について不当であるといった判断になるものは、検討の余地があるのではないかと。民法では暴利行為で受けていたことが多いと思われるものについてどうするかといったことがあります。

ただ、厳密にこれがこれという紐づけまでが資料6と資料7でされているわけではなくて、そこは事例とのにらみによるのではないかと思っております。

○座長 他にございますか。

○藤猪委員 先ほど沢田委員からも、事業者の声を聞いてということがあったところなのですが、今回、このリストについて企業実務のさまざまな業界から意見を十分に集約できていない状況ですので、これについては一応、さまざまな業界の方々の御意見をいただいて立法事実を踏まえて、次回以降をめぐって御意見を提出させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本（敬）委員 民法改正との兼ね合いについては、既に何度か御指摘があるところなのですが、2点だけさらに追加・補足をさせていただければと思います。

1つは、資料6には挙がっていなかったものですが、意思能力に関する規定についてです。意思能力がない者がした意思表示は無効であるということは、現在の民法には規定がないのですが、昔から判例と

して確立しているところで、学説でも異論はありません。これについては、意思能力の意味を書き下すかが議論されていて、当初は、法律行為をすることの意味を理解する能力という形で明文化してはどうかという意見が出ていました。しかし、現在は、規定はするけれども、意思能力の意味については今後の解釈にさらに委ねることとして、意思能力を欠いた者がした意思表示は無効とすると規定するにとどめるという方向が出されています。先ほどのように、法律行為をすることの意味を理解する能力という書き方をしますと、法律行為ごとに、複雑な法律行為から単純な法律行為までいろいろありますので、それを理解する能力というのは法律行為ごとに変わってくる可能性があります。その意味では、消費者取引、特に高齢者の取引に関しては、これでカバーできる可能性が一定程度ありましたが、それが民法改正では解釈に委ねられることになると、消費者契約法のほうで何か引き受けるべきところが出てくるのか、こないのかというあたりが、広い意味では検討課題になってくるかもしれません。どのような規定で受けるか、あるいは受けないかということも含めて検討する必要があるように思います。

もう一点は、先ほども出ていた8条なのですが、現在の民法の規定では、債務不履行による損害賠償については、債務の不履行はあっても、債務者に責めに帰すべき事由がない場合は、損害賠償責任を負わないとされています。この責めに帰すべき事由の意味は、伝統的には、債務者の故意・過失、または信義則上それと同視すべき事由と理解されています。規定の上では、「責めに帰すべき事由」としか書かれていないのですけれども、故意・過失のことだと理解されてきました。これによりますと、免責条項に関して、故意や重過失という言葉を使ってもそう違和感はなかったのかもしれませんが、これはまだ確定はしていないとはいえ、契約の趣旨に照らして債務者の責めに帰すべき事由がないときには免責されるという規定が置かれる可能性があります。そうなりますと、不当条項に関して、故意や重過失という言葉そのまま使い続けていいのかどうかは考えなければなりません。そのままだでもよいのかもしれませんが、より適切な表現に変えることができるのであれば、そのほうが民法改正の趣旨からすると望ましいのではないかと思います。これも検討課題ではないかと思えます。先ほど出ていた瑕疵担保と併せてきちんと規定できればよいと思います。

○座長 他にございますか。

○消費者委員会（石戸谷委員） 高齢者のトラブルが増えているという関係で、消費者取引公序の話が先ほど出ましたけれども、適合性原則のところで具体的に検討していけばいい話だと思いますが、頭出し的に、考え方としてなのですが、高齢者の投資取引被害を適合性違反として判決は幾らでも書けるのではないかと思うものが、あまり裁判上適合性原則違反という形で損害賠償責任になっていない。未公開株の取引などについては、金融商品取引法のほうで、価値があるのかわからないもの、あるいはほとんど価値がないようなものを売りつけているというところに着目して、効力規定を入れたりしています。そちらのほうが対応しやすいから、そうなっているのではないかと思います。問題なのは、高齢者のそういった被害が大変多いというとき、どのような対応でいくのが対処としていいのかということにあるので、予め適合性原則や消費者取引公序みたいな枠組みで考えるのではなくて、議論をしていく中で、こういう事案をどうこうというときに関連して、ぜひ検討として取り上げていただきたいと思います。

○山本（敬）委員 先ほど最初に言うべきことを1つ落としていたのですが、これもやはり民法改正との兼ね合いで検討課題になることで、消費者契約法の側でいいますと、4条1項の不実告知と不利益事実の告知にかかわるものです。現在のところ、民法の錯誤に関する規定を改正することが検討課題になっていまして、その中でも特に動機の錯誤にかかわるものが関係します。判例によりますと、動機に錯誤があっても、原則として意思表示は無効にならないけれども、動機が表示されて法律行為の内容となった場合には無効とするとされています。これを明文化するかどうか、するとして、どう明文化するかということが議論になっています。

それと同時に、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合についても、法律行為の内容になったかどうかにかかわらず、現行法ですと無効にするということですが、民法改正ではそれを取消し可能にするという提案がされています。明らかにわかりますように、錯誤を惹起したというのが不実告知と不利益事実の不告知におおむね重なってきます。しかし、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合に、法律行為の内容になったかどうかにかかわらず、取消しを認めることにすべきかどうかは、ずっと議論があり、異論も強いところです。一番右端の欄が白かグレーかその間かよくわかりませんが、なお検討の余地がある部分として残っています。しかし、これが規定されたとしても、あるいは規定されなかったとしても、そこで相当議論されていますの

で、それを踏まえて、不実告知と不利益事実の不告知の仕分けが本当にこのままでよいのかどうかは、改めて考える必要があるように思います。

以上です。

○**沢田委員** 今度は各論を申し上げたいと思います。私の専門はインターネット取引のトラブルなものですから、どうしても発言がその観点からになってしまうのですが、資料7を拝見して、もしこの方向で改定が検討された場合には、インターネットの取引に影響がとても大きいと思うのが、3つ目の「勧誘」の拡充と「媒介者、代理人の不当勧誘」、第三者がかかわる場合の事です。

広告に関しましては、そもそも日本の法律の中で広告に関する一般原則的なものがないので、むしろそちらの問題が大きいと思っております。調査作業チームの報告書を拝見しますと、先ほども御説明がありました。ターゲティング広告のことなども検討の背景にあるという御説明でした。個人情報に直ちには当たらないプライバシーデータの取扱いですとか、こういう広告の内容や方法はいいとか悪いとか、そういった規律が別途必要ではないかと思っております。現在は景品表示法で誇大広告等に関しては規律されていますけれども、なかなか現実と合っていないところもあったり、無理な解釈や適用があったり、コンプガチャなど、本来は別のもので規律したほうがいいのかという懸念もあります。広告規制に関して規律を設けることは必要だと思いますが、消費者契約法の中ではないほうが合理的な規律ができるのではないかと思っております。両方やってもいいではないかというご意見もあるかもしれませんが、一般的なウェブ上の広告まで全て勧誘としたときのインパクトはものすごく大きなものがありますので、そこは慎重にさせていただいたほうが良いと思います。

もう一つ、インターネット上のサービスには、いろいろな事業者が関わっています。本来の販売者以外にも多くの事業者が情報提供を行っています。媒介者・代理人という形でプラットフォームなど第三者の責任を問えると便利だなと思うことはあるのですが、その一方で、「勧誘」概念とともにこれが拡大されてしまうと、本来は責任を負う必要のない小さなサービス提供事業者がかなり影響を受けますということをお願いしたいと思います。

以上です。

○**増田委員** 一応、そういう話がありましたので、反対の立場から一言申し上げますと、やはり現状、広告というところで消費生活相談の中で非

常に困っていることが数多くありますものですから、こういう論点を取り上げられたとっております。ですから、例えば広告のガイドライン、景品表示法のほうでもガイドラインなどをこれからまたさらに充実させるというお話もありますけれども、それと同時に、広告というものについてきちんと議論していただいて、それがどれだけ消費者契約について意思決定に関与しているのかということもきちんと議論していただきたいと思います。

それから、共同購入クーポンやプラットフォームなどに関する責任もきちんと整理していただかないと、その事業者を信用して契約したという声は数多くあります。また、小さいところであっても、それは虚偽であれば虚偽であるわけですので、小さいところだから見逃すということではないと思います。やはりきちんと議論すべき内容かなと思います。

○座長 他にございますか。

それでは、今までいただいた御意見を踏まえまして、資料7をベースに、検討すべき項目を整理して追加・修正し、「考えられる検討項目」という資料として次回までに提示し、御議論をいただきたいと思います。資料6についても御議論いただきましたので、資料6と資料7について、今日の御議論が反映される形での次回の資料にしたいと思います。

最後に今後の進め方について御意見をいただきたいと思います。資料8をご覧ください。第2回以降について、本検討会は消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点整理等を行うことを目的とするものでありますので、幾つかの視点から考察し、立法事実の把握をしていきたいと思います。具体的には、裁判例からの考察、相談現場からの考察、訴訟実務・紛争解決現場からの考察、企業実務からの考察を見ていく必要があると思われまます。これに加えて、民法改正の議論を踏まえた消費者契約法の在り方もまた検討する必要があります。そして、本検討会の委員の方々は各分野における有識者でありますから、各視点について、委員の方々からの御報告を頂戴しながら議論を進めるというやり方はいかがでしょうか。もちろん、限られた時間の中での御議論となりますので、適宜、状況を見ながら事務局で工夫して対応していくことにしたいと思います。例えば1回の検討会の中で、委員の方の御報告とそれに基づく議論、それと事務局が作成した資料に基づく議論というイメージでございます。

こんな進め方をしたいと思いますが、御質問・御意見はございます

か。

○山本（健）委員 ただ今、御説明いただきました進め方自体については異論ございません。指摘させていただきたいのは、進め方の全体的なスケジュール等に関してなのですが、非効率な審議に陥らないように、資料8に記載されているような時期的な目標は必要だろうと私も思います。その一方で、いささかタイトなスケジュールかなという印象も抱いております。そこで、希望・意見が3つあります。

1点目は、毎回の審議が効率的で充実したものになるように、各検討会での検討事項の御連絡及び配付資料の御送付についてできるだけ早めにお願ひしたいということです。できるだけ当方でも事前の準備をして臨ませていただきたいと思います。

2点目は、もし万一、さらに検討の時間が必要な状況ではないかということになったときには、審議時間の確保には柔軟に対応していただきたいと思います。

3点目は、今の点とも絡むのですけれども、重要な論点が時間の関係で、検討が不十分なまま、立法の検討対象から落とされるということにならないように、くれぐれもよろしくお願ひしますということです。

以上です。

○座長 では、次回につきまして、委員の方の御報告と事務局作成による資料に基づいた議論によって本検討会を進めていきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

事務局側からは、各会の議論を踏まえてそれを整理、まとめていただくということで、タイトな時間の中で大変だと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

次回の御報告テーマでありますけれども、今回は裁判例から見た消費者契約法の在り方について御報告をいただくということがよいと思ひますが、いかがでしょうか。このテーマの御担当として、山本敬三委員と宮下委員にお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、時間や資料の提出の時期等につきましては、追って事務局と決めていただけたらと思ひます。では、特になければ、第1回検討会はこのあたりで終了させていただきたいと思ひますが、何か御発言したいことはございますか。

それでは、第1回目の検討会は以上で終了させていただきます。最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願ひします。

○川口審議官 活発な御議論、ありがとうございます。

私から、連絡事項の前に1つコメントでございますが、本検討会は消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握を大変重要視していますので、御発言の中にもありましたけれども、生の事実で、どこに分類されるかわからない重要な事実をまずしっかりと把握する必要があるかと思えます。資料7で論点項目とは書いてございますが、資料7に書いてあることに先に狭めて、立法事実と思われることが抜け落ちるということは得策ではありませんので、どこに当てはまるかは別として重要な立法事実については、ぜひ御指摘いただければと思います。ですから、資料7が、これからの御報告を狭めるというよりは、どこかわからないけれども、こういう重要なことがあるということは意見として出していきたいと思えます。また、論点項目のほうにあっても裏づける事実がないということであれば、最終的に法改正までは通常は至らないのが経験則でございますので、資料7も充実していただきつつ、立法事実のほうは、別途重要なものを出していただければと思います。

今、御紹介いただきましたが、次回は裁判事例から考察する消費者契約法の在り方については御議論いただきたいと思えます。次回の開催日でございますが、4月8日の13時から16時を予定しております。会場等の詳細が決まりましたら、別途、御連絡をさせていただきたいと思えます。

また、資料の配付についてもできるだけ早めに行いたいと思えますが、そのためにも報告の先生方に御負担をおかけするということになりますけれども、御協力いただきつつ、私どもも努力したいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。第2回の検討会もよろしく願いいたします。

(以上)